

令和 8 年度

事業概要

＜令和 7 年度実績＞

仙台市児童相談所

目 次

I 概 要

1. 沿革	1
2. 人口・児童人口の状況	2
3. 建物の状況	3
4. 機構及び職員の構成	4

II 児童相談業務

1. 児童相談業務について	6
2. 相談受付件数	7
3. 養護相談のうち虐待相談対応件数	8
4. 児童福祉法第28条審判申し立て・承認件数	11
5. 一時保護の司法審査	11
6. 嘱託医診察・医学的助言件数	12

III 措置業務

1. 措置業務について	13
2. 児童福祉施設入退所状況	15
3. 里親登録と里親委託状況	16
4. 仙台市児童自立生活援助事業（Ⅲ型）	18
5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会	18

IV 心理支援業務

1. 心理支援業務について	19
2. 診断・支援業務の推移	20

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的	21
2. 一時保護の実施状況	21
3. 一時保護所の運営状況	22
4. 一時保護所の日課編成	24
5. 一時保護所の行事一覧	24

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について	25
2. 親子こころの相談室相談状況	26

VII 資 料

1. 研修関係.....	2 8
2. 視察・実習生受入状況.....	2 8
仙台市児童相談所案内図.....	2 9

I 概 要

1. 沿革

平成 元年4月1日	仙台市が、全国 11 番目の政令指定都市に移行。 仙台市児童相談所を、児童福祉法第 12 条「児童相談所の設置」、同法第 59 条の4「大都市の特例」に基づき、錦町庁舎内(青葉区錦町 1-3-9)に設置。 組織を管理係(庶務、庁舎管理、措置等)・児童相談係(養護・非行・育成等)・発達相談係(障害)の 3 係とする。 児童相談所の開設にあたり、心身障害児に関する相談窓口の一本化を図り、これまでの仙台市中心身障害者相談センター(昭和 53 年 4 月設立)の児童部門を発達相談係に移す。 一時保護は、宮城県中央児童相談所に委託する。
平成 4年4月1日	一時保護所を併設した新庁舎を現在地に建設し、移転。 一時保護係を新設し、組織を 4 係とする。
平成 5年4月1日	「管理係」を「総務係」に改称する。
平成 12 年4月1日	総務係と一時保護係を統合して「管理保護係」とし、「判定指導係」を新設。
平成 13 年4月1日	「管理保護係」を「調整係」と改称し、「保護指導係」を新設。組織を 5 係とする。 児童相談係内に専任の虐待対応チームを設置する。 相談専用電話を開設し、専任職員を配置する。
平成 14 年4月1日	発達相談業務(心身障害部門)を仙台市発達相談支援センター(泉区泉中央 2-24-1 に新設)に移管。発達相談係を廃止し 4 係とする。
平成 22 年4月1日	第一種公所(部相当)となり、保護支援課、相談指導課を新設、相談指導課に児童施設係を新設し、2 課 5 係とする。「保護指導係」を「一時保護係」に、「判定指導係」を「心理指導係」に改称する。
平成 25 年4月1日	親子こころのクリニックの休診に伴い、保護支援課に親子こころの相談室を新設(組織編入)し、2 課 6 係とする。 (親子こころのクリニックは、平成 27 年 3 月 6 日付廃止)
平成 30 年4月1日	相談指導課に緊急対応係を新設し、2 課 7 係とする。
平成 31 年4月1日	「心理指導係」を「心理支援係」に改称する。
令和 3年4月1日	「親子こころの相談室」を保護支援課から相談指導課に移管する。心理相談担当課長を配置する。
令和 5年4月1日	児童相談係を児童相談第一係及び第二係の 2 係とする。
令和 6年4月1日	相談指導課を分割のうえ心理支援課を新設し、心理相談係と親子こころの相談室の1係1室とする。 緊急対応係を緊急対応第一係及び第二係の 2 係とする。
令和 7年4月1日	心理相談係を心理相談第一係及び第二係の 2 係とする。
令和 8年4月1日	一時保護係を一時保護第一係及び一時保護第二係の 2 係とする。

2. 人口・児童人口の状況

(1) 行政区別人口・児童人口

(単位:人)

	仙台市計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総人口	511,350	548,196	141,445	153,786	90,773	95,546	67,219	70,688	112,946	121,533	98,967	106,643
	1,059,546		295,231		186,319		137,907		234,479		205,610	
	100%		27.86%		17.58%		13.02%		22.13%		19.41%	
児童人口 (0~17歳)	73,904	70,540	19,747	18,647	12,964	12,344	9,758	9,305	17,460	16,711	13,975	13,533
	144,444		38,394		25,308		19,063		34,171		27,508	
	13.63%		3.62%		2.39%		1.80%		3.22%		2.60%	

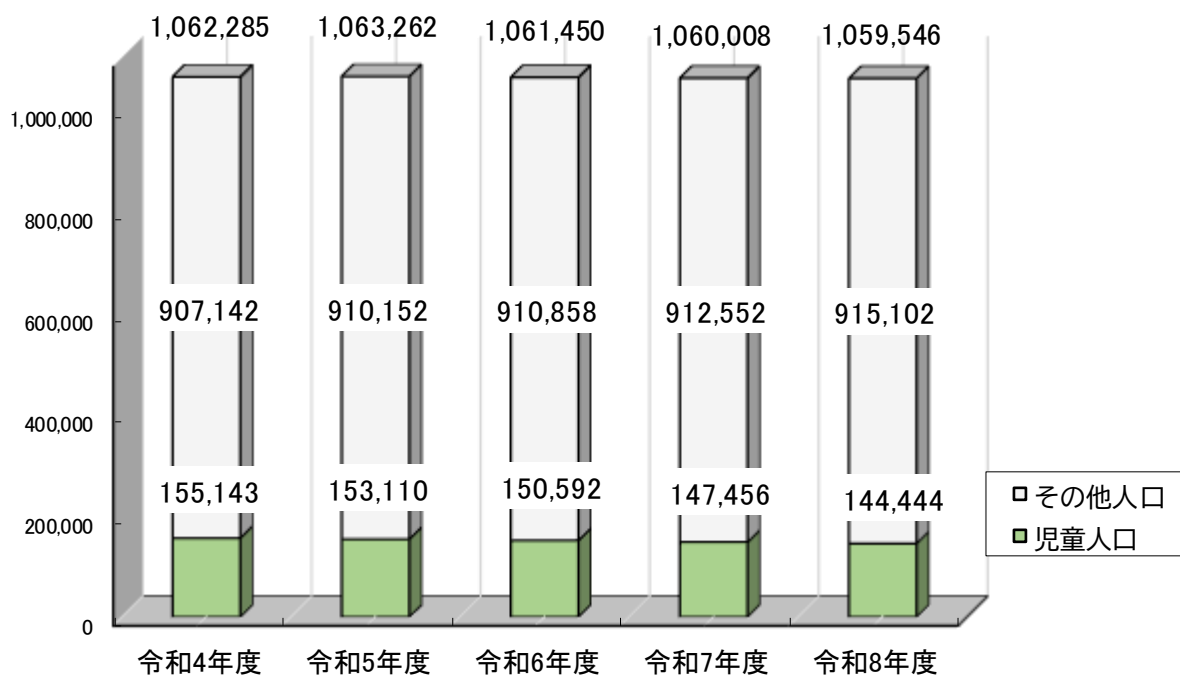
(2) 年齢別児童人口

(単位:人)

年齢 性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
男	3,067	3,071	3,330	3,455	3,660	3,839	3,972	4,087	4,299	4,409	4,593	4,578	4,592	4,609	4,472	4,587	4,604	4,680	73,904
女	2,965	2,953	3,116	3,333	3,587	3,521	3,729	3,846	4,024	4,128	4,380	4,204	4,386	4,452	4,355	4,467	4,475	4,619	70,540
計	6,032	6,024	6,446	6,788	7,247	7,360	7,701	7,933	8,323	8,537	8,973	8,782	8,978	9,061	8,827	9,054	9,079	9,299	144,444

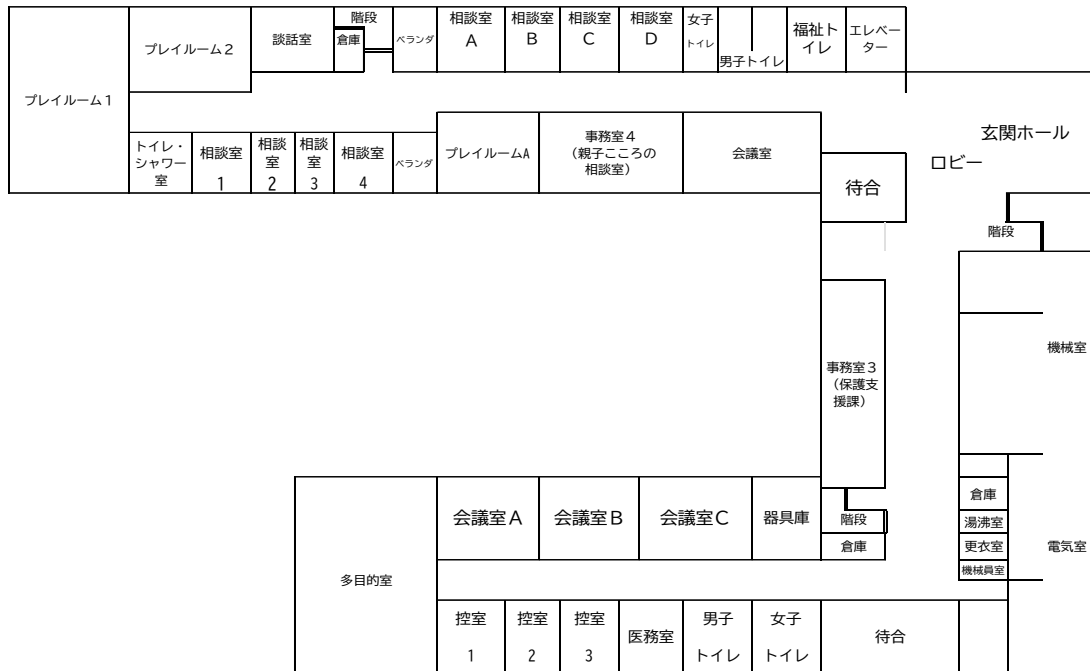
《令和8年4月1日住民基本台帳人口より》

(3) 児童人口の推移

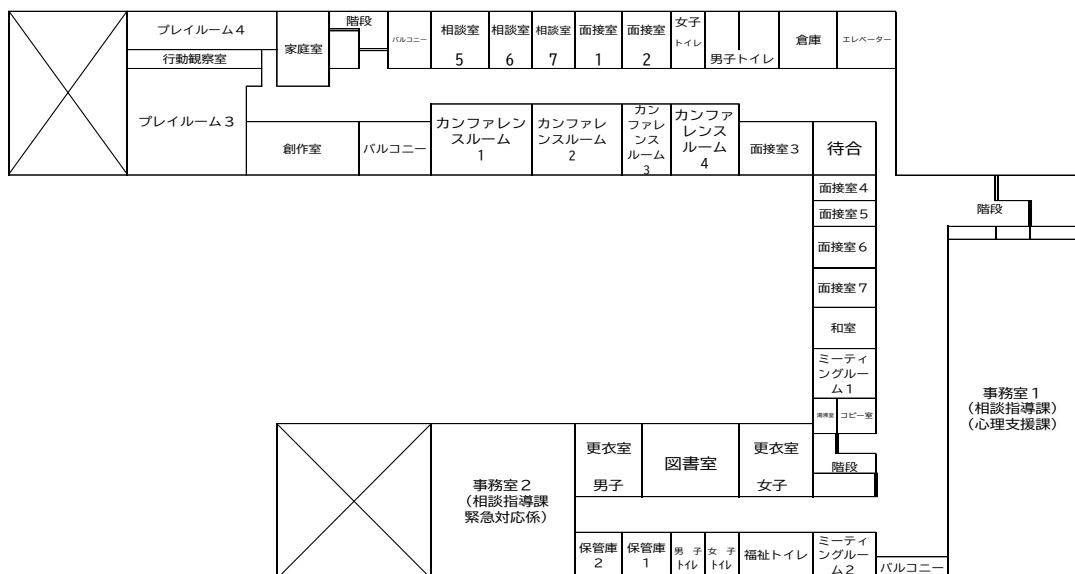


3. 建物の状況

(本館1階平面図)



(本館2階平面図)

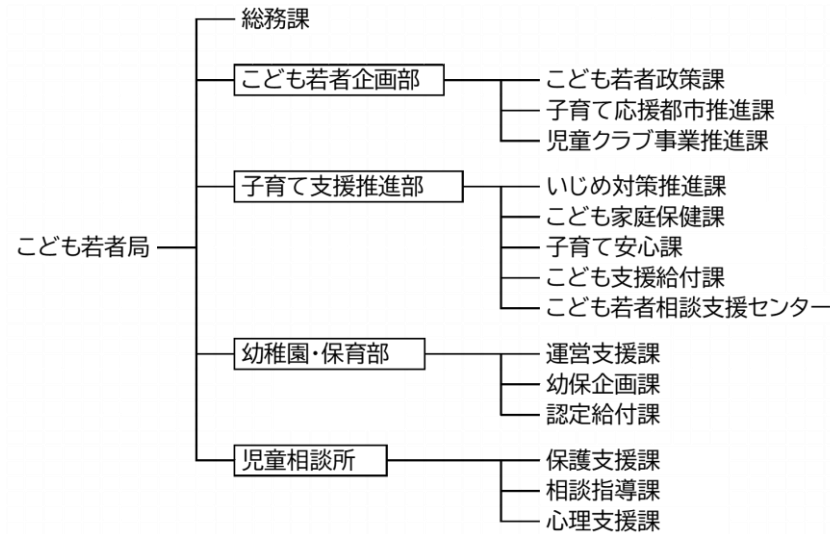


		本館	一時保護棟 南棟	一時保護棟 北棟	計
建築面積		1,891.90 m ²	357.92 m ²	574.86 m ²	2,824.68 m ²
床面積	1階	1,770.86 m ²	321.85 m ²	480.38 m ²	2,573.09 m ²
	2階	1,465.65 m ²	301.60 m ²	132.20 m ²	1,899.45 m ²
	計	3,236.51 m ²	623.45 m ²	612.58 m ²	4,472.54 m ²

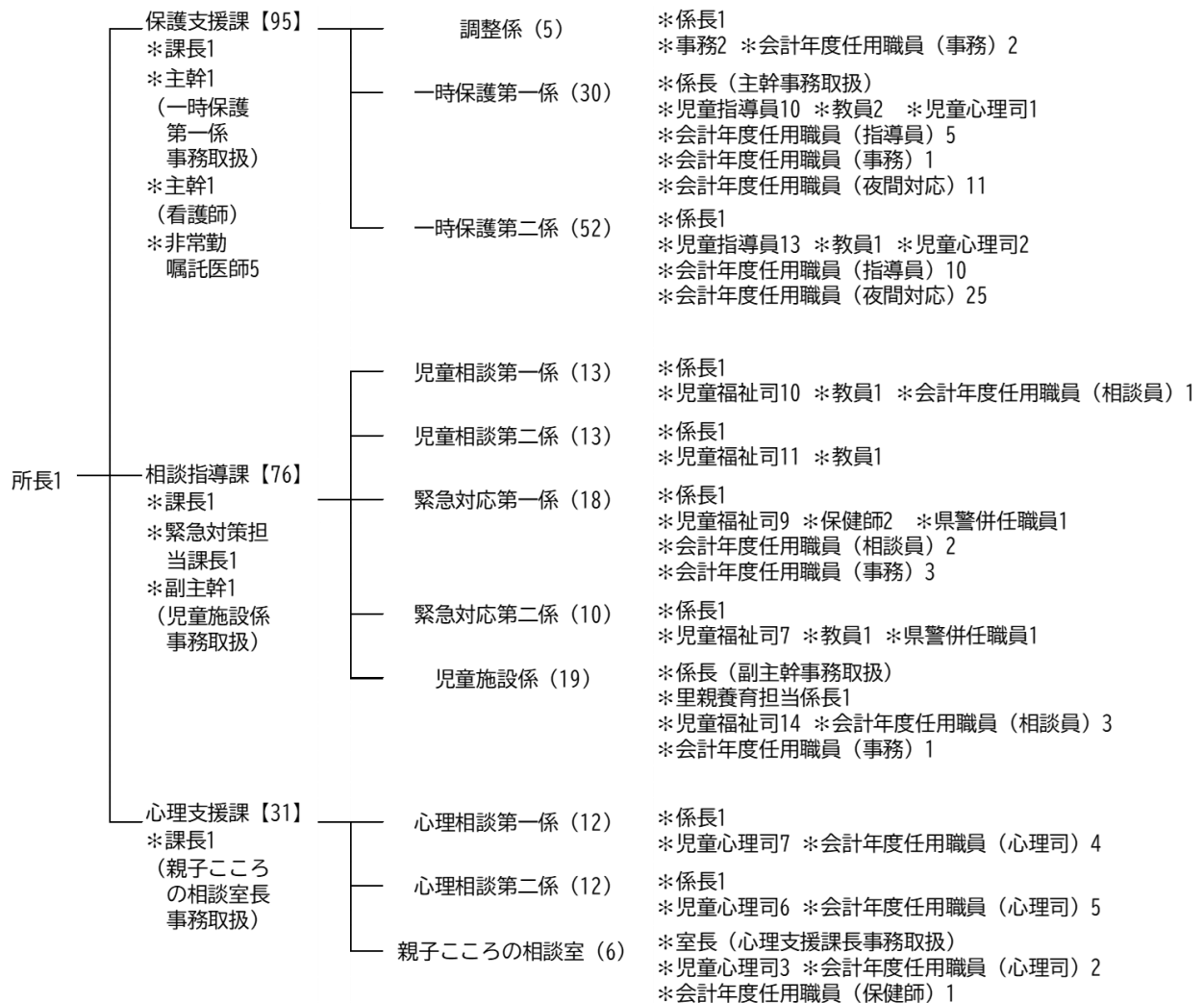
4. 機構及び職員の構成

令和 8 年 4 月 1 日現在

(1) 機 構



(2) 職員構成 (※正職員 122 会計年度任用職員 76 非常勤職員 5 合計 203 人)



(3)事務分掌

保護支援課

- 【調整係】
【一時保護第一係】
【一時保護第二係】

- 所内予算管理等の事務 ●所内施設等の維持管理
●一時保護児童の生活・学習指導
●保育、行動観察、健康管理

相談指導課

- 【児童相談第一係】
【児童相談第二係】
【緊急対応第一係】
【緊急対応第二係】
【児童施設係】

- 児童に関する各種相談業務
- 児童及び家庭に対する指導・助言
- 要保護児童地域対策協議会
- 児童虐待通告受理、初期調査・対応及び要保護児童の保護
- 児童相談に関する受付
- 児童福祉施設への措置及び措置児童の処遇、相談
- 負担金賦課、徴収
- 里親委託、里親レスパイト

心理支援課

- 【心理相談第一係】
【心理相談第二係】
【親子こころの相談室】

- 児童の心理査定及び心理的支援
- 家族に対する心理的支援、助言
- 児童及び保護者の心理面接、助言
- 精神科嘱託医による医学診断補助



Ⅱ 児童相談業務

1. 児童相談業務について

児童相談所で受付ける相談は次のとおりである。

児童相談所は、こどもに関する各種の相談を幅広く受付けることとし、相談の内容によっては、他の適当な機関をあっせんする、主たる対応を関係機関に委ねる等の対応も行いつつ、相互に連携して支援を行っている。

※仙台市では、障害相談は、原則として発達相談支援センター(アーチル)で行っている。

(主な相談の内容)

養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第 2 条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否の行為(ネグレクト)に関する相談。
	その他相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有することも、養子縁組に関する相談。
保健相談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有することもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行動、問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、または触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第 25 条による通告のないこどもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第 25 条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有することもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2. 相談受付件数(令和7年度)

種別・年齢別相談受付件数

種別 年齢	養護		保健 相談	障害 相談	非行		育成相談				その他の 相談	計
	虐待 相談	その他			ぐ 犯 行 為 等 相談	触 法 行 為 等 相談	性格 行 動 相談	不 登 校 相談	適 性 相談	し つ け 相談		
0歳	86	53	0	0	0	0	0	0	0	1	3	143
1歳	101	29	0	1	0	0	0	0	0	0	5	136
2歳	100	27	0	0	0	0	0	0	0	3	8	138
3歳	138	28	0	0	0	0	0	0	0	1	5	172
4歳	93	28	0	0	0	0	2	0	0	3	5	131
5歳	123	22	0	1	0	0	2	0	0	2	9	159
6歳	104	28	2	1	0	0	8	1	0	0	9	153
7歳	113	20	1	0	1	0	13	2	0	3	9	162
8歳	131	30	0	0	1	0	19	4	0	0	9	194
9歳	125	30	0	0	3	1	21	2	0	1	8	191
10歳	132	29	1	0	2	1	9	7	0	1	11	193
11歳	114	32	0	1	4	1	16	2	0	0	4	174
12歳	136	28	0	1	4	2	23	4	0	1	9	208
13歳	156	38	0	0	4	9	27	21	1	0	3	259
14歳	106	26	1	1	7	6	29	6	0	0	6	188
15歳	92	42	0	0	5	0	24	4	0	0	5	172
16歳	69	26	0	0	5	0	18	4	0	0	10	132
17歳	76	29	0	0	1	0	16	1	1	0	7	131
18歳以上	1	2	0	1	0	0	4	0	0	0	1	9
年齢不詳	0	17	0	0	0	1	2	1	0	2	12	35
計	1,996	564	5	7	37	21	233	59	2	18	138	3,080

3. 養護相談のうち虐待相談対応件数

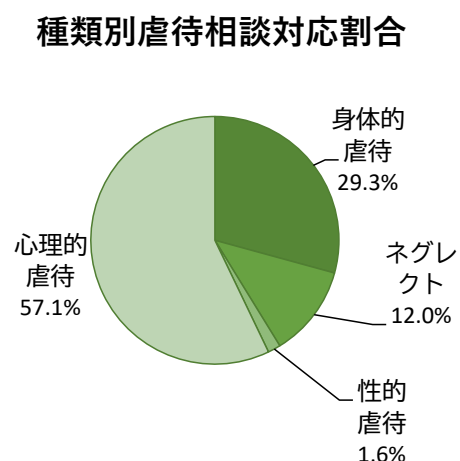
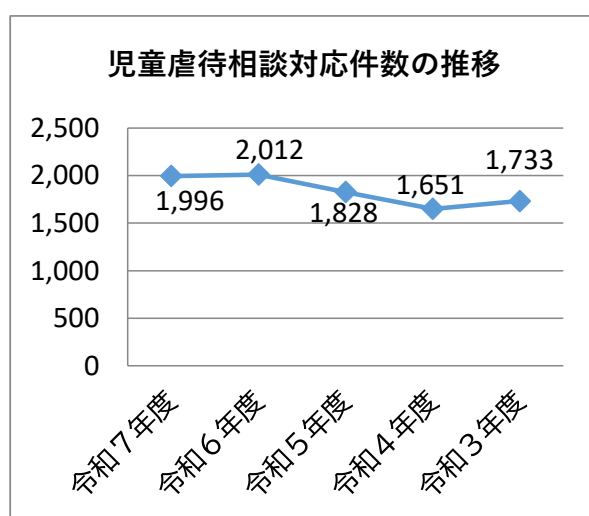
(1) 月別虐待相談対応件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	172	130	141	182	204
5月	123	168	176	192	161
6月	157	129	178	168	178
7月	175	163	153	219	194
8月	146	131	146	184	145
9月	173	171	185	183	178
10月	141	161	147	171	184
11月	110	139	168	176	145
12月	127	97	117	145	152
1月	144	125	127	125	177
2月	127	101	135	144	141
3月	138	136	155	123	137
合計	1,733	1,651	1,828	2,012	1,996

※この件数は前頁の受付件数の内数である。

(2) 種類別虐待相談対応件数

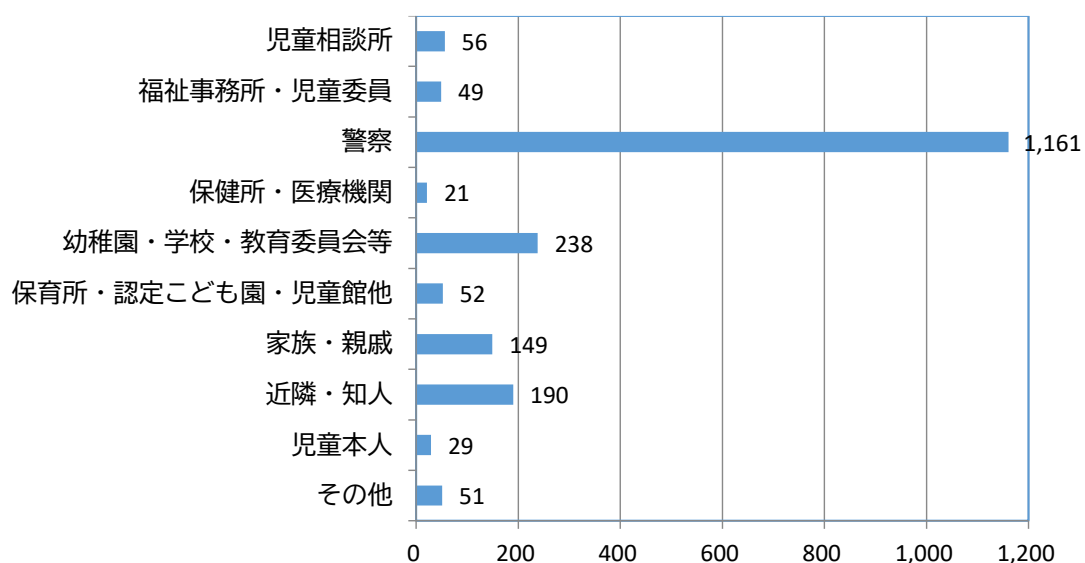
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和7年度	584	239	33	1,140	1,996
令和6年度	514	262	26	1,210	2,012
令和5年度	524	235	19	1,050	1,828
令和4年度	500	271	15	865	1,651
令和3年度	521	267	14	931	1,733



(3)経路別虐待相談対応件数

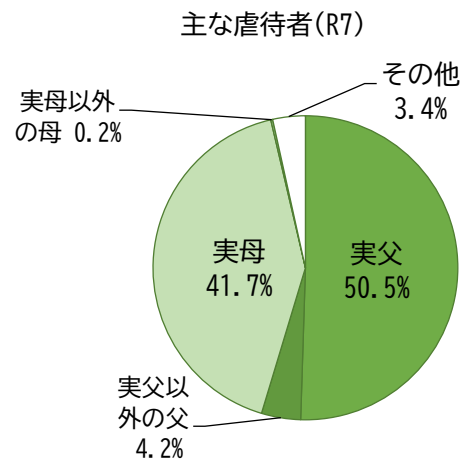
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童相談所	50	35	44	56	56
福祉事務所・児童委員	69	49	40	32	49
警察	808	795	927	1,162	1,161
保健所・医療機関	11	19	22	27	21
幼稚園・学校・教育委員会等	244	225	278	310	238
保育所・認定こども園・児童館他	47	56	67	50	52
家族・親戚	130	173	145	143	149
近隣・知人	325	227	244	160	190
児童本人	16	36	25	14	29
その他	33	36	36	58	51
合 計	1,733	1,651	1,828	2,012	1,996

※「その他」には、家庭裁判所、アパート等の管理会社、その他行政機関等、所在不明児童調査が含まれる。



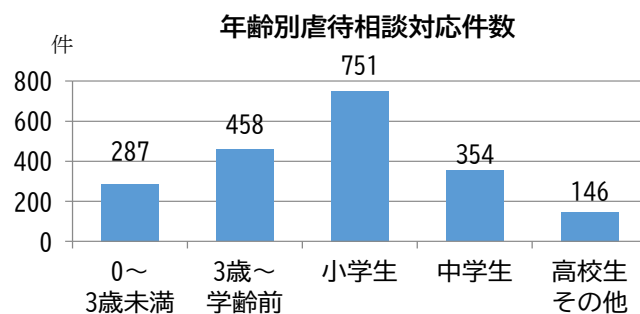
(4)主な虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和7年度	1,008	83	832	4	69	1,996
令和6年度	1,005	94	844	5	64	2,012
令和5年度	947	85	756	7	33	1,828
令和4年度	777	79	761	9	25	1,651
令和3年度	860	83	763	3	24	1,733



(5)年齢別虐待相談対応件数

	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生その他	計
令和7年度	287	458	751	354	146	1,996
令和6年度	314	476	758	315	149	2,012
令和5年度	164	541	719	273	131	1,828
令和4年度	217	441	602	262	129	1,651
令和3年度	302	338	748	236	109	1,733



(6)虐待相談対応状況

	助言指導	継続指導		合 計 (件)
		施設入所児童数	施設入所除く	
令和7年度	1,589	13	394	1,996
令和6年度	1,410	19	583	2,012
令和5年度	879	25	924	1,828
令和4年度	754	25	872	1,651
令和3年度	817	24	892	1,733

4. 児童福祉法第 28 条審判申し立て・承認件数

児童虐待の場合など、施設措置が必要であるにもかかわらず保護者の同意が得られない場合、児童福祉法第 28 条に基づき家庭裁判所に施設措置の承認を求める審判申し立てを行っている。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
申立件数	6	9	1	3	6
承認件数	0	10	0	3	4
再承認件数	1	1	0	1	1

※承認は年度を超える場合がある。

5. 一時保護の司法審査

令和4年6月の児童福祉法改正により、令和7年6月から、一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入している。

	令和7年度※
一時保護件数(延べ)	247件
一時保護状請求	35 件(14.1%)
却下	0件

※司法審査導入後の期間(令和7年6月1日～令和8年3月31日)の実績を計上。

6. 嘱託医診察・医学的助言件数(相談室を含む児童相談所合計)

必要に応じて児童・保護者の嘱託医診察を行う他、職員に対する医学的助言を行っている。

		相談種別別内訳 (件)					
		合計	養護 (虐待)	養護 (その他)	非行	性格行 動	不登校
診 察	令和7年度	83	48	12	2	18	3
	令和6年度	106	65	27	2	12	0
	令和5年度	107	71	21	3	12	0
	令和4年度	91	62	16	0	13	0
	令和3年度	104	59	18	3	16	8
医 学 的 助 言	令和7年度	128	64	20	8	31	5
	令和6年度	134	81	29	3	20	1
	令和5年度	111	66	23	2	18	2
	令和4年度	113	73	24	0	15	1
	令和3年度	131	70	27	2	20	12



Ⅲ 措置業務

1. 措置業務について

措置業務とは、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号及び同法第 33 条の6第1項に規定されている児童福祉施設等への入退所や里親への委託・解除を行うことである。児童福祉施設等への措置は、児童相談所が行う一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。措置する児童福祉施設等の決定にあたっては、こども、保護者の意向を十分尊重するとともに、そのこどもにとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との連携を十分に図り、こどもが安定した生活を送れるよう配慮する。こどもが施設に入所した後も、当該施設等、保護者・こどもへの援助を必要に応じて行い、こどもの家庭復帰や自立促進を図っている。

◎乳児院

(保護者が養育できない、または保護者に養育させることが不適当な乳幼児を入所させ養育する施設)

施設名	所在地	定員	電話
宮城県済生会みやぎ乳児院	981-3341 富谷市成田8丁目4-6	35人	022-351-5215
丘の家乳幼児ホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	30人	022-233-3202

◎児童養護施設

(乳児を除いて、保護者のいない児童等を入所させて養護し、併せて自立を支援する施設)

丘の家子どもホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	45人	022-234-6303
ラ・サール・ホーム	983-0833 宮城野区東仙台6-12-2	62人	022-257-3801
仙台天使園	982-0252 太白区茂庭台4-1-30	55人	022-281-5181
小百合園	983-0837 宮城野区柞江1-2	44人	022-257-3898
旭が丘学園	988-0076 気仙沼市舘山2-2-32	58人	0226-22-0135

◎地域小規模児童養護施設

(長期にわたり家庭復帰が望めない児童を対象に、民間住宅等を活用して家庭的な環境で児童の養育を行う施設)

かりんの家	981-0906 青葉区小松島新堤	6人	022-234-6303 (丘の家子どもホーム)
ひまわり	983-0832 宮城野区安養寺	6人	
若枝の家	981-0905 青葉区小松島	6人	
すみれ	983-0832 宮城野区安養寺	6人	
さくら	982-0252 太白区茂庭台	6人	022-281-5181 (仙台天使園)
つばき	982-0252 太白区茂庭台	6人	
みずき	981-3203 泉区高森	6人	
かつら	981-3134 泉区桂	6人	
セキレイ	983-0833 宮城野区東仙台	6人	022-257-3898 (小百合園)
星の家	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	022-257-3801 (ラ・サール・ホーム)
虹	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	
別家点晴	988-0076 気仙沼市舘山	6人	0226-22-0135 (旭が丘学園)
別家笑舞	988-0076 気仙沼市舘山	6人	

◎児童心理治療施設

(家庭環境、学校での交遊関係などの環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ心理に関する治療を行う施設)

小松島子どもの家	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	31人	022-233-1755
----------	----------------------	-----	--------------

◎児童自立支援施設

(不良行為を成し、または成す恐れのある児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設)

宮城県さわび学園	982-0215 太白区旗立2-4-1	28人	022-245-0333
----------	---------------------	-----	--------------

◎児童自立援助ホーム

(義務教育終了後、施設や里親委託の措置を解除される児童等に対して、共同生活を通じ生活指導等を行う施設)

施設名	所在地	定員	電話
せんだんの家	仙台市青葉区国見ヶ丘	9人	022-719-5948
峠のまきば	大崎市田尻	6人	090-3127-8925
愛子2	大崎市古川	5人	090-7325-2800
ドリ－ム	大崎市古川	6人	090-3127-8925
少年の家「ロージーハウス」	名取市名取が丘	6人	080-1695-4032
少年の家「ロージメゾン」	名取市名取が丘	6人	080-2833-0925
はやぶさ	多賀城市大代	6人	080-4812-0489
ラパン	多賀城市伝上山	6人	080-7249-6259
ユ－カリ	仙台市泉区	6人	022-208-3560
サミットハウス	仙台市宮城野区	6人	022-354-1382
やつほ－	塩竈市錦町	6人	080-3343-4008
ここあ	塩竈市錦町	6人	070-6616-6384
ウェックピアコート壺番館	仙台市宮城野区宮千代	6人	022-353-5866
あいほ－ぶ石巻	石巻市須江	6人	0225-98-3068
子夢の木	登米市迫町	6人	0220-22-3674
アミネスホーム	仙台市宮城野区鶴ヶ谷	5人	022-766-8163
Soil いしのまき	石巻市	6人	0225-90-4748

2. 児童福祉施設入退所状況

仙台市措置分（人）

種別	施設名	定員	令和7年度暫定定員	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年3月31日現在数
				入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	宮城県済生会	35	35	4	4	6	3	6	6	12
〃	みやぎ乳児院	30	30	7	6	9	7	6	8	11
児養	丘の家乳幼児ホーム	45	44	5	2	1	0	3	1	19
〃	ラ・サール・ホーム	62	39	4	8	3	3	1	1	6
〃	小百合園	44	40	5	3	0	0	2	2	20
〃	仙台天使園	55	39	4	5	3	3	2	5	9
〃	旭が丘学園	58	46	5	5	8	5	0	4	14
〃	かりんの家	6	6	1	0	1	0	0	0	3
〃	ひまわり	6	6	1	1	1	0	0	0	3
〃	若枝の家	6	6	0	0	1	1	1	1	2
〃	すみれ	6	6	1	1	1	2	2	2	1
〃	星の家	6	6	1	1	1	1	0	1	3
〃	昂	6	6	1	1	0	1	0	0	0
〃	虹	6	6	3	0	2	0	0	0	4
〃	セキレイ	6	6	0	0	2	0	1	2	4
〃	さくら	6	4	0	0	0	1	0	0	1
〃	つばき	6	6	0	0	1	1	3	1	3
〃	みずき	6	6	0	0	0	0	0	0	0
〃	かつら	6	6	0	0	0	0	0	0	2
〃	別家点晴	6	6	2	2	0	0	0	0	1
〃	別家笑舞	6	6	3	0	2	1	0	0	3
心	小松島子どもの家	31	21	4	11	4	2	4	7	9
自支	宮城県さわらび学園	28	18	4	4	4	3	7	6	6
自援	せんだんの家	9	9	2	1	2	5	4	1	5
〃	峠のまきば	6	6	2	3	0	0	0	0	3
〃	愛子2	5	5	1	2	0	0	0	0	2
〃	ドリム	6	6	3	1	2	2	0	0	4
〃	少年のハウス	6	4	0	0	0	1	0	0	0
〃	少年のメゾン	6	6	0	0	0	1	0	1	0
〃	はやぶさ	6	4	3	2	0	0	2	1	3
〃	ラパン	6	6	1	1	2	1	3	1	3
〃	ユカリ	6	6	3	0	2	3	1	0	3
〃	サミットハウス	6	6	-	-	1	0	2	2	1
〃	やっほー	6	6	-	-	1	0	3	1	3
〃	ここあ	6	6	-	-	-	-	2	0	2
〃	ウェックピアコート 壱番館	6	6	-	-	1	0	3	2	2
〃	あいほーぷ石巻	6	6	-	-	0	0	0	0	0
〃	子夢の木	6	6	-	-	-	-	0	0	0
〃	アミネスホーム	5	5	-	-	-	-	0	0	0
①	小計（県内施設計）	569	487	70	64	61	47	58	56	167

(前ページのつづき)

種別	施設名	定員	令和7年度暫定定員	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年3月31日現在数
				入所	退所	入所	退所	入所	退所	
自支	武蔵野学院（国立）			1	0	0	0	0	1	0
//	きぬ川学院（国立）			0	0	0	0	0	0	0
②	小計（県外施設計）			1	0	0	0	0	1	0
施設合計（①＋②）		569	487	71	64	61	47	58	57	167

(注 乳－乳児院、 児養－児童養護施設、 心－児童心理治療施設、 自支－児童自立支援施設、 自援－児童自立援助ホーム)

3. 里親登録と里親委託状況

(1) 里親制度

里親制度は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である。(児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号)

平成 14 年 10 月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親が制度化されるとともに、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成 17 年 1 月には児童福祉法の一部改正が施行され、里親の定義規定が設けられるとともに、監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化が図られた。

さらに、平成 21 年 4 月に児童福祉法の一部改正が施行され、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。

なお、本市では令和 5 年度より養育里親と養子縁組里親の重複登録を可能とした。

ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当しないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

イ 養子縁組里親

養子縁組により、児童の養親となることを希望する里親。養育里親の要件に加え、国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要となる。

ウ 親族里親

児童の祖父母、兄弟姉妹といった扶養義務者及びその配偶者である親族になることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。

エ 専門里親

虐待等で深く傷ついている児童や障害のある児童を 2 年以内の期限を定め養育する里親(延長あり)。3 年以上里親として児童を養育した経験がある、または 3 年以上児童福祉事業に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる。

(2)里親(ファミリーホーム含む)措置状況

	登録里親数(世帯)	委託里親数(世帯)	委託児童数(人)
令和 7 年度	245	70	99
令和 6 年度	234	66	98
令和 5 年度	213	59	91
令和 4 年度	195	53	89
令和 3 年度	196	58	81

(3)里親(ファミリーホーム含む)委託・解除状況

(人)

内訳 年度	新規又は措置変更により 委託された児童数				措 置 を 解 除 又 は 変 更 さ れ た 児 童 数											年度末委託児童数
					解 除							変 更				
	児 童 福 祉 施 設 か ら	家 庭 か ら	そ の 他	計	家 庭 復 帰	養 子 縁 組	満 年 齢	死 亡	就 職	そ の 他	計	児 童 福 祉 施 設 へ	家 庭 へ	そ の 他	計	
令和7年度	7	13	1	21	2	2	4	0	3	7	18	1	4	0	5	99
令和6年度	5	15	4	24	6	3	2	0	2	1	14	1	2	0	3	98
令和5年度	13	14	0	27	6	5	6	0	2	4	23	2	0	0	2	91
令和4年度	7	18	0	25	4	3	3	0	1	4	15	2	2	0	4	89
令和3年度	8	6	0	14	5	4	4	1	4	3	21	5	0	0	5	81

※ 里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上していない。

(4)里親登録数

(世帯)

	新規(年度中)	取消(年度中)	年度末里親数
令和 7 年度	21	10	245
令和 6 年度	31	10	234
令和 5 年度	37	16	213
令和 4 年度	17	18	195
令和 3 年度	26	1	196

4. 仙台市児童自立生活援助事業(Ⅲ型)

児童自立生活援助事業とは、義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託解除又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等に対し、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活の援助及び生活指導並びに就業の支援(援助の実施)を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。実施場所が里親の居宅やファミリーホームの場合、Ⅲ型と呼ばれる。

	令和6年度末	令和7年度末
援助の実施状況(Ⅲ型)	5	8

5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

○措置・里親審査部会

仙台市社会福祉審議会運営要領第4条第2項に基づき、児童福祉専門分科会に措置・里親審査部会を設置。

令和7年度は6回開催し、児童の措置(保護者の意向が確認できない児童の施設措置・里親委託)及び新規里親登録(養育里親9件、養育・養子縁組里親8件、養子縁組里親3件、親族里親3件)等について審議がなされた。

IV 心理支援業務

1.心理支援業務について

(1)診断業務

児童心理司が下記のような項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて心理診断を行っている。

◎ 児童の状態の把握

- ・ 児童自身の特性(発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など)
- ・ 児童を取り巻く心理的環境条件(親、同胞、家族、友達、学校、地域など)
- ・ 児童と心理的環境との関係性・相互作用(どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか)

◎ 問題の構造を明らかにする

- ・ 相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

◎ より良い状態への方法を模索する

- ・ 児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動、対応をとることで、より良い状態となるか、その方策を児童・家族と共に検討する。

(2)支援業務

援助方針に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。加えて、児童福祉施設に入所または里親委託している児童についても、必要に応じて、心理教育や心理面接等を行っている。

(3)家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育とカウンセリングを中心としたプログラムを行っている。

また、令和6年度から、一時保護中の乳幼児の親子を対象に、生活の場でのより良いコミュニケーションや育児手技等の習得機会を提供する「宿泊型」と「訪問型」を開始した。

2. 診断・支援業務の推移

(人)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・社会診断指導		児童	13	16	37	73	79
		保護者	0	1	4	37	63
		その他	679	812	773	540	411
		計	692	829	814	650	553
医学的診断指導		児童	51	48	64	72	57
		保護者	25	17	34	20	16
		その他	3	0	0	6	2
		計	79	65	98	98	75
心理検査	知能検査	児童	130	126	144	108	102
		保護者	1	0	1	8	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	131	126	145	116	102
	発達検査	児童	35	49	52	34	57
		保護者	0	0	0	2	0
		その他	0	0	0	13	0
		計	35	49	52	49	57
	人格検査	児童	86	168	176	159	206
		保護者	13	0	2	4	7
		その他	0	0	0	2	0
		計	99	168	178	165	213
	その他の検査	児童	53	82	44	68	86
		保護者	0	0	0	5	0
		その他	0	0	0	3	0
		計	53	82	44	76	86
面接・観察・指導 （心理診断指導）		児童	2,715	2,484	2,697	2,803	3,180
		保護者	415	406	460	401	408
		その他	55	79	66	224	244
		計	3,185	2,969	3,223	3,428	3,832
心理療法・ カウンセリング		児童	1,508	2,108	1,752	2,058	2,045
		保護者	160	171	196	51	245
		その他	76	44	26	179	149
		計	1,744	2,323	1,974	2,288	2,439

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的

児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき等で、必要があると認めるときに、児童の一時保護を行う。その目的は次のとおりである。

(1) 緊急保護

児童虐待その他の児童の生命・心身に危険が生じ、またはその危険が生じるおそれがある場合において、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために行う。

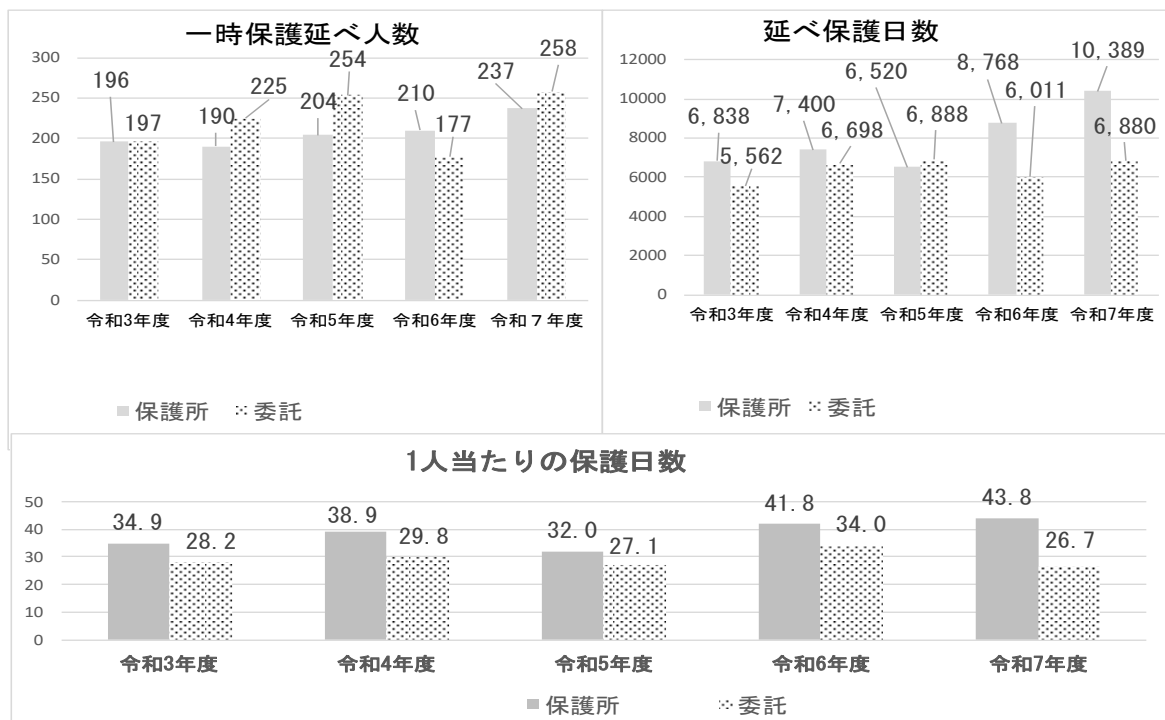
(2) アセスメント保護

児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために行う。児童を短期間一時保護し、心理療法、生活指導その他の援助を行う短期入所指導もこれに含む。

2. 一時保護の実施状況

	一時保護所での保護			施設・里親での委託		
	保護 延べ人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数	保護 延べ人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数
令和7年度	237	10,389	43.8	258	6,880	26.7
令和6年度	210	8,768	41.8	177	6,011	34.0
令和5年度	204	6,520	32.0	254	6,888	27.1
令和4年度	190	7,400	38.9	225	6,698	29.8
令和3年度	196	6,838	34.9	197	5,562	28.4

※保護延べ人数には次年度に繰越した人数は計上していない。



3. 一時保護所の運営状況（以下は保護所分のみ集計）

(1) 月別一時保護状況

（単位：人）

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	入所 児童数	退所 児童数	月末在籍 児童数
繰越分	10	17	1	1	0	1	0	0	30	0	30
4月	8	10	0	0	0	0	0	0	18	25	23
5月	8	10	0	0	0	1	0	0	19	17	25
6月	18	15	0	0	0	1	0	0	34	32	27
7月	11	13	0	1	0	1	0	0	26	22	31
8月	11	8	0	0	0	0	0	0	19	17	33
9月	7	6	0	1	0	2	0	0	16	19	30
10月	6	13	0	3	0	1	0	0	23	19	34
11月	13	3	0	0	0	0	0	0	16	15	35
12月	9	6	1	0	0	1	0	0	17	23	29
1月	12	3	0	0	0	2	0	0	17	12	34
2月	11	6	0	0	0	0	0	0	17	15	36
3月	10	5	0	0	0	1	0	0	16	21	31
計	134	115	2	6	0	11	0	0	268	237	

(2) 学年・男女別一時保護状況

（単位：人）

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	%
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
男	20	5	8	13	10	15	8	7	22	10	23	141	52.6%
女	11	6	1	5	6	6	7	11	17	20	37	127	47.4%
男女	31	11	9	18	16	21	15	18	39	30	60	268	100%
計	31	38			52			87			60	268	
%	11.6%	14.2%			19.4%			32.5%			22.3%	100%	

(3) 相談別・学年別・男女別一時保護状況

（単位：人）

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
養護虐待	男	13	2	2	9	8	9	3	4	10	1	67
	女	5	2	0	2	4	5	6	6	9	14	67
養護その他	男	7	3	6	1	2	5	3	3	10	7	63
	女	6	4	1	3	2	1	1	2	5	5	52
触法	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
ぐ犯	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4
不登校	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性格行動	男	0	0	0	3	0	1	2	0	0	2	8
	女	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
保健	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		31	11	9	18	16	21	15	18	39	30	268

※(2)、(3)は令和7年度に在所した児童の内訳

(4)一時保護期間

(単位:人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
1日～14日	51	44	0	1	0	4	0	0	100
15日～28日	18	12	0	1	0	1	0	0	32
29日～45日	6	8	0	1	0	1	0	0	16
46日～60日	13	6	0	0	0	1	0	0	20
61日～	26	36	2	3	0	2	0	0	69
計	114	106	2	6	0	9	0	0	237

(5)一時保護日数

(単位:人、日)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
保護延べ人数(a)	114	106	2	6	0	9	0	0	237
延べ保護日数(b)	4,079	5,478	168	388	0	276	0	0	10,389
一人当たりの 保護日数(b/a)	35.8	51.7	84.0	64.7	0	30.7	0	0	43.8

(6)措置状況

(単位:人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
施設入所	3	9	1	2	0	0	0	0	15
他の児童相談所・ 機関に移送	1	9	0	0	0	0	0	0	10
家庭復帰	75	45	1	4	0	8	0	0	133
里親委託	1	2	0	0	0	0	0	0	3
その他	34	41	0	0	0	1	0	0	76
計	114	106	2	6	0	9	0	0	237

※(4)～(6)は、令和7年度中に退所した児童の内訳

4. 一時保護所の日課編成

	7:00 7:30 8:00 8:30 9:00 ~ 9:45 10:05 ~ 10:50 11:00 ~ 11:45 12:00 13:00 14:00 15:00 15:30 17:30 18:00 19:30 21:00															
平日	起床・清掃	自由時間	朝食	後片付け・自由時間	学習1	学習2	自由時間 昼会	昼食・自由時間	運動・学習・集団活動1 (曜日・男女別) 集団活動2・制作		おやつ	自由時間・運動・入浴	夕食	自由時間・ビデオ視聴	テレビ視聴	就床・入眠
土曜日					ビデオ上映会		自由時間 昼会									
日曜日					自由時間 運動		掃除・昼会									
幼児	起床・身支度				運動	幼児プログラム1	幼児プログラム2		昼寝	入浴		自由時間		自由時間・ビデオ視聴	就床準備・就床	入眠

5. 一時保護所の行事一覧

月	所外行事	所内行事	特別授業
4月			
5月		運動会GWプログラム	文化財課出前授業
6月	映画館		文化財課出前授業
7月	買い物訓練	七夕会	
8月	科学館学習①	夏祭り	
9月		スポーツ大会	
10月		焼き芋会	美術
11月			
12月		お楽しみ会	保体
1月	科学館学習②	正月プログラム	
2月		節分	理科
3月		ひな祭り	

※毎月1回ALT授業, 月に3~4回、所外運動を実施(夏季期間を除く)。

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について

こころの問題を抱える子どもと家族の精神医学的診療を行うことにより、子育て不安の解消や児童虐待再発防止、被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として、平成 14 年 4 月 1 日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

同クリニック休診に伴い、平成 25 年 4 月 1 日「仙台市親子こころの相談室」を設置、児童相談所保護支援課の係相当とした。令和 3 年 4 月 1 日心理相談部門の統合により相談指導課の係相当となる。

令和 6 年 4 月 1 日組織改正により新設した心理支援課の係相当となる。

児童心理司、保健師等が 18 歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。また、必要に応じ、嘱託医による診察等を行っている。

相談内容としては「育成相談」（こどもの性格行動上の問題への対応など）が最も多く、保護者のみの相談が 2 割程度を占めている。



親子こころの相談室

2. 親子こころの相談室相談状況

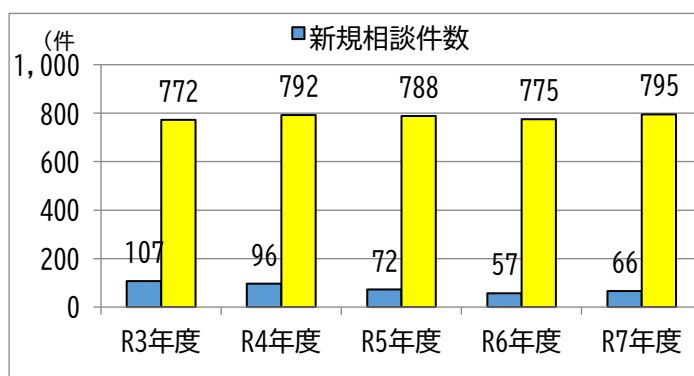
(1) 相談内訳

(件)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
新規相談件数		107	96	72	57	66
対象者の 年齢内訳	0～1歳	1	1	0	0	0
	2～6歳	22	14	11	10	15
	7～12歳	61	55	38	29	36
	13～15歳	16	19	17	16	13
	16～18歳	7	7	6	2	2
	19歳以上	0	0	0	0	0
相談内容	養護相談（虐待）	4	9	6	3	2
	養護相談（その他）	7	4	1	0	3
	保健相談	0	0	0	0	0
	障害相談	0	5	0	0	0
	非行相談	0	0	0	0	1
	育成相談（性格行動相談）	57	51	36	44	43
	育成相談（不登校相談）	30	25	27	10	15
	育成相談（適性相談）	0	0	0	0	0
	育成相談（しつけ相談）	0	0	0	0	1
	その他相談	9	2	2	0	1

延べ相談件数		772	792	788	775	795
	こども・保護者	700	607	608	558	580
	保護者のみ	72	185	180	217	215

(2) 相談件数



(3)診断・支援業務の状況

(件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
調査・社会診断指導		児童	1	0	0	
		保護者	0	1	50	52
		その他	202	151	133	136
		計	203	152	183	188
医学的診断指導		児童	5	4	4	5
		保護者	4	5	4	6
		その他	0	0	0	0
		計	9	9	8	11
心理検査	知能検査	児童	3	6	3	12
		保護者	1	1	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	4	7	3	12
	発達検査	児童	1	0	0	0
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	1	0	0	0
	人格検査	児童	14	10	22	36
		保護者	0	3	3	4
		その他	0	0	0	0
		計	14	13	25	40
	その他の検査	児童	3	3	6	21
		保護者	0	10	7	2
		その他	0	0	2	0
		計	3	13	15	23
面接・観察・指導 (心理診断指導)		児童	94	80	86	123
		保護者	111	118	221	244
		その他	0	0	0	0
		計	205	198	307	367
心理療法・ カウンセリング		児童	488	478	457	432
		保護者	734	654	568	517
		その他	1	0	0	0
		計	1,223	1,132	1,025	949

VII 資 料

1. 研修関係

(1) 児童相談所職員外部研修

期 日	内 容	主 催
R7. 5. 15～16、 27～29	児童福祉司任用前講習会	宮城県中央児童相談所
R7. 6. 17、10. 10	家族再統合に関する実務研修会	宮城県中央児童相談所
R7. 6. 27、9. 11、 R8. 1. 28、2. 7	児童相談所職員研修	宮城県中央児童相談所
R7. 7. 24～25、 12. 3～4	児童心理司指導者研修	子どもの虹情報研修センター
R7. 8. 22	こどもの権利擁護研修	宮城県中央児童相談所
R7. 9. 26、10. 7、 15、23	児童福祉司任用後研修	宮城県中央児童相談所
R7. 9. 29	トラウマインフォームドケア研修会	宮城県中央児童相談所
R7. 10. 29～30	東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	宮城県中央児童相談所
R7. 11. 13～14	東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	東北・北海道児童相談所長会
R8. 3. 2～3	被害者確認面接研修	宮城県中央児童相談所

(2) 児童相談所職員内部研修

研 修 内 容	活 動 回 数	参 加 者
児童相談所新任職員研修	年 1 回	新任職員
面接スキル研修	年 3 回	新任職員
施設見学	年 4 回	新任職員
全体研修(支援における土台作り 他)	年 5 回	児童相談所職員
加害確認面接研修	年 1 回	相談指導課、心理支援課職員
児童福祉司スーパービジョン	年 12 回	相談指導課職員
児童心理司スーパービジョン	年 12 回	心理支援課職員
児童心理司研修	年 11 回	心理支援課職員

2. 視察・実習生受入状況

(1) 視察・見学受入状況

期 日	受 入 団 体 等
R7. 7. 4	公立保育所長見学

(2) 実習生受入状況

期 日	実 習 生 在 籍 校	実 習 内 容
R7. 6. 23～7. 4	東北福祉大学	保護所保育実習
R7. 8. 18～8. 29	宮城学院女子大学	保護所保育実習
R7. 7. 28、9. 22	東北大学、東北福祉大学、尚絅学院大学、 東北学院大学、仙台白百合女子大学	心理実習
R6. 8. 19～9. 20	東北福祉大学、宮城学院女子大学	ソーシャルワーク実習
R7. 8. 18～8. 22	東北大学大学院、東北福祉大学大学院、 尚絅学院大学大学院、東北学院大学大学院	臨床心理実習
R7. 9. 29～10. 10	仙台こども専門学校	保護所保育実習
R7. 11. 25～12. 8	仙台大学	保護所保育実習



■電話番号（各係）

- 相談指導課 児童相談第一係・第二係 022-343-1282
- 相談指導課 緊急対応第一係・第二係 022-219-5111
- 相談指導課 児童施設係 022-343-6316
- 心理支援課 心理相談第一係・第二係 022-343-8371

■交通機関

- 市営バス
東照宮一丁目下車 徒歩9分 【系統番号130、135、140、240、250、259】
北六番丁小学校前下車 徒歩11分 【系統番号110、115、120、130、135、140】
- JR 仙山線 東照宮駅下車 徒歩14分 ○地下鉄南北線 台原駅下車 徒歩15分

令和 8 年度 事業概要〈令和 7 年度実績〉

令和 8 年 8 月発行

編集発行 仙台市こども若者局児童相談所

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1丁目 18 番 1 号

TEL 022-219-5111 FAX 022-219-5118